



諮問第400号  
環水大土発第1502171号  
平成27年2月17日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(±) - 2 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 3 - (1H-1, 2, 4-トリ  
アゾール-1-イル) プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エ  
ーテル (別名テトラコナゾール)

メチル= (2E) - 3-メトキシ-2- {2- [6- (トリフルオロメチル)  
- 2-ピリジルオキシメチル] フェニル} アクリラート (別名ピコキシストロ  
ビン)

亜鉛=プロピレンビス (ジチオカルバマート) (別名プロピネブ)

(別紙2)

1 L-1, 3, 4 / 2, 5, 6-1-デオキシ-2, 3, 4, 5, 6-ペンタ  
ヒドロキシシクロヘキシル=2-アミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-  
4-( $\alpha$ -イミノグリシノ)- $\alpha$ -D-*a r a b i n o*-ヘキソピラノシド=  
ヒドロクロリド=ヒドラート (別名カスガマイシン-塩酸塩又はカスガマイシ  
ン)

2', 4'-ジフルオロ-2-( $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-*m*-トリルオキ  
シ)ニコチンアニリド (別名ジフルフェニカン)

1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジ  
フルオロベンゾイル)尿素 (別名テフルベンズロン)

エチル=5-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイルスル  
ファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名ピラゾスル  
フロンエチル)

3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-  
 $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-*p*-トルイジン (別名フルア  
ジナム)

N-(7-フルオロ-3, 4-ジヒドロ-3-オキソ-4-プロパ-2-イニ  
ル-2H-1, 4-ベンゾキサジン-6-イル)シクロヘキサ-1-エン-1,  
2-ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

S-6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンズオキサゾール-3-イ  
ルメチル=O, O-ジエチル=ホスホロジチオエート (別名ホサロン)



中環審第829号  
平成27年2月18日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について（付議）

平成27年2月17日付け諮問第400号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた  
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会  
に付議する。